

愛知医療学院大学学則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この大学は、愛知医療学院大学（以下「本学」という。）と称する。

（位置）

第2条 本学の所在地は、愛知県清須市一場神明前519番地とする。

（目的）

第3条 本学は、教育基本法、学校教育法に則り、建学の精神「佛心尽障」と教育理念に基づき、保健・医療・福祉に関し、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する人材を育成する。

（教育研究上の目的）

第4条 リハビリテーション学部は、医療人として専門知識・技能を習得し、豊かな人間性とコミュニケーション能力をもとに、多職種とのチーム医療構築に協働し、地域の保健医療に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

- 2 リハビリテーション学科は、理学療法・作業療法それぞれの専門知識と技能の修得とともに、豊かな人間性を持った専門家を育てることを目的とする。保健・医療・福祉の諸問題に取り組むことができる専門家を育成することで、社会に貢献することを目的とする。
- 3 理学療法学専攻は、理学療法に関する知識・技術の習得と、それに係わる研究活動や理学療法士としての人間的資質を研鑽することにより、リハビリテーションチームの一員として広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 4 作業療法学専攻は、作業療法に関する知識・技術の習得と、それに係わる研究活動や作業療法士としての人間的資質を研鑽することにより、リハビリテーションチームの一員として広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第5条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究活動等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに改善及び充実に努めるものとする。

- 2 前項の措置に加え、本学の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制については、別に定める。

(情報開示)

第6条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容の改善)

第7条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 学部・学科・学生定員及び修業年限

(学部、学科、専攻及び学生定員)

第8条 本学の学部・学科・専攻及び定員は次のとおりとする。

- リハビリテーション学部リハビリテーション学科
- ・理学療法学専攻（入学定員45人・収容定員180人）
 - ・作業療法学専攻（入学定員35人・収容定員140人）

(修業年限及び在学期間)

第9条 本学の修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることができない。

- 2 再入学者の修業年限及び在学期間は、過去の在学期間を加算して、第1項と同様とする
- 3 転入学者の修業年限及び在学期間は、別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて、次の2学期とする。但し、前期の終了日及び後期の開始日については、年度により変更することがある。

- 前期 4月1日から9月15日まで
後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 本学の休業日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 10月15日
- (4) 夏季休暇 8月上旬から9月中旬まで

(5) 冬季休暇 12月下旬から翌年1月上旬まで

(6) 春季休暇 3月上旬から3月下旬まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、教育運営上必要がある場合は、その都度休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学・休学及び退学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(入学志願手続)

第15条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学検定料及び必要書類を学長に提出しなければならない。

2 入学検定料は次のとおりとする。

総合型・学校推薦型・一般選抜	30,000円
大学共通テスト	15,000円
共通テストプラス	5,000円

3 既に納入した入学検定料はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(入学者の選考)

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の入学金を納付するとともに、誓約書その他所定の書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者には、入学を許可する。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事由により、3ヵ月以上継続して修学できない者は、休学願を提出して学長の許可を受けなければならない。但し、その事由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学期間は4年以内とする。

3 休学の期間は、第9条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第19条 復学しようとする休学者は、復学願を提出して学長の許可を受けなければならない。但し、休学した事由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転専攻)

第20条 学生が在籍する専攻以外の専攻へ転専攻を希望するときは、審査の上、学長の許可を受けなければならない。

2 転専攻について必要な事項は、別に定める。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その事由を記した退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 授業料等所定の納付金の納付を怠り、催促しても納付しない者
- (2) 第9条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第18条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 休学期間満了後、復学、退学、休学のいずれの手続きもとらなかつた者
- (5) 1年以上にわたり行方がわからない者
- (6) 死亡した者

(転入学)

第23条 他の大学等の学生が本学に転入学を願い出たときは、欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することがある。但し、転入学の時期は、学年の始めとする。

2 転入学については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 学生が他の大学に転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第24条 第21条の規定により退学した者または、第22条の規定により除籍された者が1年以内に再入学を願い出たときは、学長はこれを許可することができる。この場合においては第19条の規定を準用する。

2 再入学の場合にはあらためて入学金を納付しなければならない。

(留学)

第25条 外国の大学へ留学を志望する者があるときは、当該大学と合意の上、教授会の議を経て、学長が留学を許可することができる。

2 前項の規定により留学を許可された者の修得単位の認定は、30単位を越えない範囲で、教授会の議を経て、学長が行う。

第5章 教育課程及び授業方法等

(教育課程の編成方針)

第26条 本学において、学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、学部に係る専門の学芸を教授し、職業または実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

3 教育プログラムの創意工夫を行うとともに、教育課程の評価・改善に努めるものとする。

(授業科目)

第27条 授業科目は、分野を教養基礎科目、専門支持科目、専門基幹科目及び専門発展科目に区分する。

2 本学において開設する授業科目並びに単位数、必修または選択の別は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第28条 授業は、講義、演習及び実習によって行う。

2 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させること(以下、遠隔授業という)ができる。

3 遠隔授業の実施に関する事項については履修規程において定める。

(単位計算基準)

第29条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものと

する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実習については、30時間から45時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする

(授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目的授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

第6章 履修要件等

(履修の方法)

第31条 授業科目的履修の方法は、別に定める。

(履修の届出)

第32条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年所定の期間内に届け出なければならない。

(単位の認定)

第33条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。但し、平素の成績及び論文の提出をもって試験に代えることができる。

- 2 授業科目的成績評価は、100点満点とし、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(59点以下)の5段階をもって表示し、S. A. B及びCを合格とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は、本学に入学する前に他の大学等において修得した単位のうち、本学における課程実施において、教育上有益と認めるときは、教授会において審議の上、その単位を本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学における履修により修得した授業科目的単位認定に際しても準用する。
- 3 第1項から第2項により認定することができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第35条 学長は、本学における課程実施において、教育上有益と認めるときは、

教授会において審議の上、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、その単位を本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合における場合に準用する。
- 3 第1項から第2項により認定することができる単位数は、前条第1項から第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第36条 学長は、本学における課程実施において、教育上有益と認めるときは、教授会において審議の上、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、その単位を本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条第1項から第2項及び第34条第1項から第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 卒業等

(卒業単位)

第37条 本学を卒業するためには、次に定める所定の単位を修得しなければならない。

リハビリテーション学部 リハビリテーション学科
理学療法学専攻
教養基礎科目 必修科目15単位と選択科目から6単位以上
専門支持科目 必修科目34単位
専門基幹科目 必修科目69単位
専門発展科目 必修科目1単位と選択科目から1単位以上
総計126単位以上

作業療法学専攻

教養基礎科目 必修科目15単位と選択科目から6単位以上
専門支持科目 必修科目34単位
専門基幹科目 必修科目69単位
専門発展科目 必修科目1単位と選択科目から1単位以上
総計126単位以上

(卒業認定の基準)

第38条 学長は、学生が第9条に規定する修業年限を終え、所定の単位を修得したときは、教授会の議を経て、卒業を認定するものとする。

(学位の授与)

第39条 前条により卒業した者には、学士（リハビリテーション学）の学位を授与する。

第8章 学費及びその他の費用

(学費等)

第40条 本学の学費は次のとおりとする。

学 費	入学金	250,000円
	授業料（年額）	800,000円
	実習費（年額）	300,000円
	施設設備費（年額）	320,000円

- 2 学費について必要な事項は別に定める。
- 3 臨床実習において、学生の都合により実習期間を延長した場合は、当該学生が延長部分の実習費用を負担しなければならない。

(学費の返還)

第41条 前条の定めによる納入学費について、既に納入した入学金、授業料は特別の事由がある場合を除くほかこれを返還しない。

第9章 職員組織及び教授会

(教職員組織)

第42条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 本学には、前項のほか、副学長、学科長、専攻長、技術職員その他必要な教職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- 7 専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。
- 8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

事する。

- 10 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- 11 助教は、専門分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 12 助手は、その所属する組織における教育・研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(教授会)

第43条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授、准教授、講師、助教をもって構成する。但し、教授会が必要と認めるときは、その他の教職員を教授会の審議に出席させることができる。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業（及び課程の修了）
 - (2) 学位の授与
 - (3) 教育課程の編成
 - (4) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 前各号のほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、研究生及び特別聴講生

(科目等履修生)

- 第44条 特定の授業科目について科目等履修を願い出た者に対し、教育に支障がない範囲で、選考の上科目等履修生として受講を許可することができる。
- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第31条の規定を準用する。
 - 3 科目等履修生に関する規定は別に定める。

(研究生)

- 第45条 特定の専門領域について研究するために研究生を願い出た者に対し、教育に支障がない範囲で、研究生として在籍することができる。
- 2 研究生に関する規定は別に定める。

(特別聴講生)

- 第46条 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り、選考の上、特別聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、学業成績が優秀な者または特別の善行があった者で、他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第48条 学長は本学の規則に違反し、または学生の本分に反する行為をした学生を、懲戒することがある。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対し行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当なる理由がなく、出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 その他

(健康診断)

第49条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(個人情報管理)

第50条 本学は、個人情報の保護に関する法律に基づき、学生及び教職員に関して保有する個人情報について適切な管理を行う。

第13章 雜則

(雑則)

第51条 この学則の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(改廃)

第52条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

附則

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

【リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻】

【別表1】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			時間		備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習	時単位	総時間	
教養基礎科目	科学的思考の基盤	生命の科学	1前	2		○			15	30	2単位以上選択必修
		エネルギーのしくみ	1前	2		○			15	30	
		情報科学	1前	2		○			15	30	
		基礎統計学	2後	2		○			15	30	
		医療英文講読	3前	1		○			15	15	
	人間と生活	心理学基礎	1前	1		○			15	15	2単位以上選択必修
		人間関係論	1前	1		○			15	15	
		倫理学	1後		2	○			15	30	
		教育学	2前	2		○			15	30	
		教育心理学	1後		2	○			15	30	
		英語Ⅰ	1前	1		○			30	30	
	社会の理解	英語Ⅱ	1後	1		○			30	30	2単位以上選択必修
		英語Ⅲ	2前		2	○			15	30	
		健康科学	2後	1		○			30	30	
		レクリエーション	1前		1		○		15	15	
		生物と環境	1後	1		○			15	15	
	複合教養	現代社会の理解	1前	1		○			15	15	2単位以上選択必修
		国際協力論	2前		1	○			15	15	
		経営学	2前		1	○			15	15	
		法字入門	1後		1	○			15	15	
	社会福祉学	社会福祉学	1前	1		○			30	30	
		スタートアップセミナー	1前	1			○		30	30	
	医療職教養演習	医療職教養演習	1前	1			○		15	15	
		小計(23科目)	—	15	16	0	—	—	—	540	
専門支持科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	1前	2		○			30	60	
		解剖学Ⅱ	1後	1		○			30	30	
		解剖学実習	1通	1			○		45	45	
		生理学Ⅰ	1前	2		○			15	30	
		生理学Ⅱ	1後	2		○			15	30	
		生理学実習	2前	1			○		45	45	
		運動学総論	1後	1		○			30	30	
		運動学	2前	2		○			30	60	
		運動生理性	2後	1		○			15	15	
		運動学実習	2後	1			○		30	30	
		人間発達学	1後	1		○			30	30	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	小計(11科目)	—	15	0	0	—	—	—	405	
		病理学	1後	1		○			15	15	
		公衆衛生学	2後	1		○			15	15	
		臨床心理学	2前	1		○			30	30	
		内科学	2前	2		○			15	30	
		整形外科学	2前	2		○			15	30	
		神経症候学	2前	2		○			15	30	
		精神医学	2前	1		○			30	30	
		小児科学	2前	1		○			30	30	
		リハビリテーション医学	1後	1		○			15	15	
		医療安全学	1後	1		○			15	15	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	臨床検査・画像診断学	2後	1		○			30	30	初級障がい者スポーツ指導員資格取得該当科目
		総合リハビリテーション学	3後	1		○			30	30	
		小計(12科目)	—	15	0	0	—	—	—	300	
	小計(3科目)	リハビリテーション概論	1前	2		○			15	30	
		多職種連携	3後	1		○			15	15	
		障がい者スポーツ概論	2前	1		○			30	30	
専門科目	基礎理学療法学	小計(3科目)	—	4	0	0	—	—	—	75	
		理学療法概論	1後	2		○			15	30	
		理学療法研究法Ⅰ	2通	1		○			15	15	
		理学療法研究法Ⅱ	3通	1		○			30	30	
		人体触察法実習	1後	1			○		30	30	
		臨床運動学実習	3前	1			○		30	30	
		運動療法総論	2後	1		○			30	30	
	理学療法管理学	運動療法演習	3後	1		○			15	15	
		小計(7科目)	—	8	0	0	—	—	—	180	
		理学療法管理学	3後	1		○			15	15	
	理学療法評価学	理学療法管理学演習	4後	1		○			15	15	
		小計(2科目)	—	2	0	0	—	—	—	30	
		検査測定法	2前	2		○			15	30	
		検査測定法実習	2後	1			○		30	30	
	理学療法評価法	理学療法評価法	3前	2		○			15	30	
		理学療法評価法実習	3後	2			○		30	60	
	理学療法治療学	小計(4科目)	—	7	0	0	—	—	—	150	
		神経筋障害理学療法治療学	2後	2		○			15	30	
		神経筋障害理学療法治療学実習	3前	1			○		45	45	
		運動器系障害理学療法治療学	2後	2		○			15	30	
		運動器系障害理学療法治療学実習	3前	1			○		45	45	
		内部疾患系障害理学療法治療学	3前	2		○			15	30	
		内部疾患系障害理学療法治療学実習	3後	1			○		45	45	
		小児疾患系障害理学療法治療学	3前	1		○			15	15	
		小児疾患系障害理学療法治療学実習	3後	1			○		30	30	
		老年期障害理学療法学	2後	1		○			30	30	
		日常生活活動学	3前	2		○			15	30	

【リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			時間		備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実習	時単位	総時間	
教養基礎科目	科学的思考の基盤	生命の科学	1前	2		○			15	30	2単位以上選択必修
		エネルギーのしくみ	1前	2		○			15	30	
	人間と生活	情報科学	1前	2		○			15	30	
		基礎統計学	2後	2		○			15	30	
		医療英文講読	3前	1		○			15	15	
		心理学基礎	1前	1		○			15	15	
		人間関係論	1前	1		○			15	15	
	社会の理解	倫理学	1後	2		○			15	30	2単位以上選択必修
		教育学	2前	2		○			15	30	
		教育心理学	1後	2		○			15	30	
		英語Ⅰ	1前	1		○			30	30	
		英語Ⅱ	1後	1		○			30	30	
		英語Ⅲ	2前	2		○			15	30	
		健康科学	2後	1		○			30	30	
	複合教養	レクリエーション	1前	1			○		15	15	
		生物と環境	1後	1		○			15	15	
		現代社会の理解	1前	1		○			15	15	
		国際協力論	2前	1		○			15	15	
		経営学	2前	1		○			15	15	
	社会福祉学	法学入門	1後	1		○			15	15	
		社会福祉学	1前	1		○			30	30	
		スタートアップセミナー	1前	1			○		30	30	
	医療職教養演習	医療職教養演習	1前	1			○		15	15	
		小計(23科目)	—	15	16	0	—	—	—	540	
専門支持科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	1前	2		○			30	60	2単位以上選択必修
		解剖学Ⅱ	1後	1		○			30	30	
		解剖学実習	1通	1			○	45	45		
		生理学Ⅰ	1前	2		○			15	30	
		生理学Ⅱ	1後	2		○			15	30	
		生理学実習	2前	1			○	45	45		
		運動学総論	1後	1		○			30	30	
		運動学	2前	2		○			30	60	
		運動生理学	2後	1		○			15	15	
		運動学実習	2後	1			○	30	30		
		人間発達学	1後	1		○			30	30	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	小計(11科目)	—	15	0	0	—	—	—	405	
		病理学	1後	1		○			15	15	初級障がい者スポーツ指導員資格取得該当科目
		公衆衛生学	2後	1		○			15	15	
		臨床心理学	2前	1		○			30	30	
		内科学	2前	2		○			15	30	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	整形外科学	2前	2		○			15	30	
		神経症候学	2前	2		○			15	30	
		精神医学	2前	1		○			30	30	
		小児科学	2前	1		○			30	30	
		リハビリテーション医学	1後	1		○			15	15	
	リハビリテーション概論	医療安全学	1後	1		○			15	15	
		臨床検査・画像診断学	2後	1		○			30	30	
		総合リハビリテーション学	3後	1		○			30	30	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	小計(12科目)	—	15	0	0	—	—	—	300	
		リハビリテーション概論	1前	2		○			15	30	
		多職種連携	3後	1		○			15	15	
	小計(3科目)	障がい者スポーツ概論	2前	1		○			30	30	
		小計(3科目)	—	4	0	0	—	—	—	75	
専門科目	基礎作業療法学	作業療法概論	1後	2		○			15	30	2単位以上選択必修
		臨床運動学	2後	1		○			15	15	
		基礎作業学	1後	1		○			15	15	
		基礎作業学実習	1後	2			○	30	60		
	作業療法管理学	小計(4科目)	—	6	0	0	—	—	—	120	
		作業療法管理学	3後	1		○			15	15	
		作業療法管理学演習	4後	1			○			15	15
	作業療法評価学	小計(2科目)	—	2	0	0	—	—	—	30	
		作業療法評価法	2前	1		○			30	30	
		作業療法評価法実習Ⅰ	2前	1			○	45	45		
		作業療法評価法実習Ⅱ	3前	1			○	45	45		
		身体障害作業評価学	3前	1		○			30	30	
		精神障害作業評価学	2後	1		○			30	30	
	作業療法治療学	発達障害作業評価学	3前	1		○			30	30	初級障がい者スポーツ指導員資格取得該当科目
		作業療法研究法	3前	2		○			15	30	
		作業治療学理論	2後	1		○			30	30	
		身体障害作業治療学Ⅰ	2後	2		○			15	30	
		身体障害作業治療学Ⅱ	3前	2		○			15	30	
	地域作業療法学	身体障害作業治療学実習	3前	1			○	30	30		
		精神障害作業治療学	3前	2		○			15	30	
		精神障害作業治療学実習	3前	1		○			45	45	
		発達障害作業治療学	3後	2		○			15	30	
		高齢期作業療法学	3前	2		○			15	30	
		日常生活作業学Ⅰ	1後	1		○			15	15	
		日常生活作業学Ⅱ	2後	1		○			30	30	
		日常生活作業学実習	2後	1			○	30	30		
		高次脳機能障害作業治療学	3前	1		○			30	30	

愛知医療学院大学 教授会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、愛知医療学院大学学則第43条の規定に基づき、学部教授会(以下、教授会)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第2条 教授会は、学長及び教授、准教授、講師、助教をもって構成する。但し、教授会が必要と認めるときは、その他の教職員を教授会の審議に出席させることができる。

（招集及び議長）

第3条 教授会は学部長が招集し、議長となる。

2. 学部長に事故あるとき、または学部長が不在のときは、あらかじめ学部長の指名する者が、その職務を代行する。

（開催）

第4条 定例教授会は原則として月1回開催する。

2. 臨時教授会は、学部長が必要と認めたとき開催する。但し、構成員の過半数以上からの要請があったときは、招集しなければならない。

（審議事項）

第5条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
2. 教授会は前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する各号に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 教育および研究に関する事項
 - (2) 教員の人事に関する事項
 - (3) 学生の休学、復学、転専攻、再入学、転入学、留学、除籍、退学に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 学則そのほか学内諸規程及び規則の改廃または制定に関する事項
 - (6) 学部または重要な施設の設置改廃に関する事項

(7) 前各号のほか、学内諸規程及び規則において教授会の議を経るものとする事項
そのほか学内の運営に関する重要な事項

(定足数及び議決)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を審議し、議決することができない。

2. 教授会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、特別の必要があると認められるときは、半数以上であつて教授会の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。
3. 議長が、緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面または電子メールにより教授会等を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。議事については、第1項、第2項の規定を準用する。この場合において、「出席者」は当該議事に参加した者とする。

(議事録)

第7条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会において確認するものとする。

(事務等)

第8条 教授会に関する事務等は、統括管理部において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学部長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。